

利用者のために

1 調査の目的

林業組織経営体経営調査は、会社組織の林業サービス事業体等（以下「林業事業体」という。）の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

2 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

3 調査の対象

調査の対象は林業事業体とした。

本調査における「林業事業体」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する事業体のうち会社組織のものを指すこととし、会社の支社、出張所、支店等についてもそれぞれ1つの事業体とした。

なお、経営形態別に用いた「素材生産会社」とは、素材生産業又は素材生産サービス業（両事業を行う場合もある。）のみを行う会社をいい、「育林・素材生産会社」とは、素材生産業又は素材生産サービス業（両事業を行う場合もある。）と育林サービス業を併せ行う会社（育林サービス業のみを行う会社も含む。）をいう。

- (1) 素材生産業（立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業）
- (2) 育林サービス業（主として請負によって造林、保育、保護を行う事業）
- (3) 素材生産サービス業（主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業）

4 調査の実施と取りまとめ方法（平成14年度）

(1) 調査客体の選定

2000年世界農林業センサス結果による林業サービス事業体のうち、会社組織の事業体（2,074事業体）から、以下の手順で290事業体を選定した。

ア センサス結果による2,074事業体を経営形態別に「育林・素材生産会社（1,248）」と「素材生産会社（826）」に区分し、それぞれの事業体数に比例して総標本数を経営形態別に配分した。

イ これを経営形態別に都道府県別の経営形態別事業体数に比例して配分した。

なお、標本の配分にあたっては、都道府県当たりの最低標本数を5事業体とすることを原則とした。

ウ 標本選定は各地方統計情報組織において経営形態別に行った。

(2) 調査対象期間及び調査時期

本調査は、平成14年4月1日から15年3月31日までの間に決算が到来した調査客体の決算日前1年間を調査対象期間とし、平成15年度に調査したものである。

(3) 調査事項

従業員の状況、林業用機械の使用状況（自家山林で使用した場合を除く。）、請負面積及び素材生産量の状況、財産及び損益の状況を調査した。

(4) 調査方法

調査客体による調査票への記帳及び職員の面接により調査した。

(5) 調査結果の集計方法

本書に表示した全国の数値は、2000年世界農林業センサスの経営形態別事業体数ウェイトによる加重平均値である。また、経営形態別、従業員規模別及び広域流域別の数値は林業事業体の1会社当たりの単純平均値である。

(6) 統計表の表章

ア 全国

平成10年度から14年度までの5年間について表示した。

イ 経営形態別

「育林・素材生産会社」と「素材生産会社」を表示した。

ウ 従業員規模別

雇用している従業員数により、1～9人、10～19、20～29、30～49及び50人以上に区分し表示した。また、それぞれ経営形態別についても表示した。

なお、従業員規模別の表章については、調査客体が3事業体以上ある従業員規模階層のみ表示した。

エ 広域流域別

広域流域とは「森林法」（昭和26年法律第249号）第7条において農林水産大臣が定める流域別の都道府県の区域をいい、森林の有する木材等生産、水源のかん養、山地災害の防止等の機能が高度に発揮されるよう森林の流域管理の一層の徹底を図るため、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し全国森林計画区を44の流域に定めたものである。

広域流域の包括される区域については、参考1「森林計画区別包括区域（全国森林計画）」を参照されたい。

なお、広域流域別の表章については、調査客体が3事業体以上ある広域流域のみ表示した。

平成14年度 全国森林計画広域流域（3事業体以上ある広域流域）

広域流域名				広域流域名				広域流域名							
天	塩	川		阿	武	隈	川	熊	野	川					
石	狩	川		阿	賀	野	川	高	梁	・	吉	井	川		
網	走	・	湧	別	川	信	濃	川	円	山	・	千	代	川	
十	勝	・	釧	路	川	那	珂	川	江	の				川	
沙		流	川			利	根	川	芦	田	・	佐	波	川	
渡	島	・	尻	別	川	相	模	川	物	部	・	四	万	十	川
岩		木	川			富	士	川	遠	賀	・	大	野	川	
馬		淵	川			天	竜	川	菊	池	・	球	磨	川	
閉		伊	川			神	通	・	庄	川					
北		上	川			九	頭	竜	川	大	淀				川
米	代	・	雄	物	川	木	曾		川	川	内	・	肝	属	川
最		上	川			宮			川						

5 調査の実施と取りまとめ方法（平成13年度）

(1) 調査客体の選定

1990年世界農林業センサス結果による造林業者及び素材生産業者のうち会社組織の事業体（6,023事業体）から320事業体を選定した。選定は平成14年度と同様の方法により行った。

(2) 調査対象期間及び調査時期

本調査は、平成13年4月1日から14年3月31日までの間に決算が到来した調査客体の決算日前1年間を調査対象期間とし、平成14年度に調査したものである。

(3) 調査事項

従業員の状況、林業用機械の使用状況（自家山林で使用情况を除く。）、請負面積及び素材生産量の状況、財産及び損益の状況を調査した。

(4) 調査方法

調査客体による調査票への記帳及び職員の面接により調査した。

(5) 調査結果の集計方法

この調査結果は、調査客体を経営形態別、従業員規模別及び広域流域別に区分し、1会社当たりの単純平均により求めたものである。

(6) 統計表の表章

ア 全国

平成9年度から13年度までの5年間について表示した。

イ 経営形態別

「育林・素材生産会社」と「素材生産会社」を表示した。

ウ 従業員規模別

雇用している従業員数により、1～9人、10～19、20～29、30～49及び50人以上に区分し表示した。

エ 広域流域別

広域流域とは「森林法」（昭和26年法律第249号）第7条において農林水産大臣が定める流域別の都道府県の区域をいい、森林の有する木材等生産、水源のかん養、山地災害の防止等の機能が高度に発揮されるよう森林の流域管理の一層の徹底を図るため、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し全国森林計画区を44の流域に定めたものである。

広域流域の包括される区域については、参考1「森林計画区別包括区域（全国森林計画）」を参照されたい。

なお、広域流域別の表章については、調査客体が3事業体以上ある広域流域のみ表示した。

平成13年度 全国森林計画広域流域（3事業体以上ある広域流域）

広域流域名			広域流域名			広域流域名		
天	塩	川	信	濃	川	円	山	・ 千代川
石	狩	川	那	珂	川	江	の	川
網走	・ 湧別	川	利	根	川	芦田	・ 佐波	川
十勝	・ 釧路	川	相	模	川	高	津	川
沙	流	川	富	士	川	重	信	・ 肱川
渡島	・ 尻別	川	天	竜	川	吉	野	川
岩	木	川	神	通	・ 庄川	物部	・ 四万十	川
馬	淵	川	九	頭	竜川	遠賀	・ 大野	川
閉	伊	川	木	曾	川	筑	後	川
北	上	川	由	良	川	菊池	・ 球磨	川
米代	・ 雄物	川	淀		川	大	淀	川
最	上	川	宮		川	川内	・ 肝属	川
阿	武	限川	加	古	川			
阿	賀	野川	高	梁	・ 吉井川			

6 統計項目の説明

(1) 従業員の状況

ア 雇用期間別従業員数及び業種別就業日数等

調査客体である会社に勤務する従業員（職員及び作業員）の雇用・就業の状況について計上した。

なお、役員（事業主を除く。）であっても一定の事務又は作業に従事した者は、従業員に含めて計上した。

また、事務系従業員とは主として事務に従事した者をいい、現場系従業員とは主として育林、素材生産等の現場作業に従事した者をいう。

(ア) 雇用期間別従業員数

雇用期間は、6か月未満、6か月以上1年未満、通年に区分した。

なお、通年とは1年を通して雇用される者をいう。

(イ) 業種別就業日数

決算期間の一年間における業種別（育林、素材生産、木材・木製品製造、その他）の就業日数を日単位で計上した。

ただし、素材生産から製材までの一貫経営を行っている場合は、伐採から搬出までの就業日数を素材生産就業日数に、製材等の加工の就業日数は木材・木製品製造就業日数にそれぞれ計上した。

(ウ) 社会保険等加入状況

従業員の社会保険等への加入人数を計上した。

なお、社会保険等の区分及び内容は、次のとおりである。

a 労災保険

労働者の業務災害による死傷病に対する保険制度をいう。

b 雇用保険

失業給付（労働者が失業した場合にその生活の一定期間を補償する給付）などの総合保険制度をいう。

c 健康保険

疾病、障害などが発生したとき給付され、その治療や休業による所得補償を行うことを目的とした社会保険のことをいう。

d 厚生年金

事業所で働く人に適用される年金制度のことで、老齢給付、障害給付、遺族給付をいう。

e 退職金共済

林業退職金共済制度をいう。

イ 年齢別雇用期間別従業員数及び業種別就業日数

年齢は、会社の決算期間の期首時点における従業員の満年齢とし、計、29歳以下、30～39、40～49、50～59、60歳以上に区分し、雇用期間別従業員数及び事業部門別就業延べ日数を計上した。

(2) 林業用機械の使用状況

林業事業体が請負で使用した林業用機械の台数と使用日数（8時間を1日として換算。）を計上した。

(3) 作業別請負面積及び素材生産量の状況

ア 植林面積及び保育面積

林業事業体で請負により植林又は保育（下刈り、枝打ち、除間伐等）作業を実施した面積である。

また、除間伐等には、下刈り、枝打ち以外の除伐、間伐、つる切り、雪起こし等の保育作業の面積を計上した。

イ 請負による素材生産量

林業事業体で請負による素材生産量を主な樹種別〔針葉樹（すぎ、ひのき、その他）、広葉樹〕、主間伐別に計上した。

ただし、自家山林の素材生産量は除いた。

ウ 立木買いによる素材販売量

林業事業体で立木買いによる素材販売量を主な樹種別〔針葉樹（すぎ、ひのき、その他）、広葉樹〕、主間伐別に計上した。

(4) 財産の状況（貸借対照表）

調査客体が作成している貸借対照表の勘定科目の組替えにより、資産、負債及び資本を計上した。

なお、資産、負債及び資本の内容については、参考2「財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲」を参照されたい。

ア 資産合計＝流動資産計＋固定資産計＋繰延資産

イ 負債計＝流動負債計＋固定負債計

ウ 負債・資本合計＝負債計＋資本計

エ 資産合計＝負債・資本合計

(5) 損益の状況（損益計算書）

調査客体が作成している損益計算書又は総勘定元帳の勘定科目の組替えにより収益及び損益を計上した。

また、本調査において林業事業営業部門の損益を算出することとしているため、調査客体の作成している損益計算書において林業事業営業収益及び費用が分離されていない場合（例えば、素材生産から製材までの一貫経営を行っている場合）には、収益及び費用の各勘定科目について、林業事業営業部門と林業事業外営業部門とに分離し、計上した。

なお、収益及び費用の内訳については、参考2「財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲」を参照されたい。

ア 林業事業営業収益計＝請負いによる収入計＋立木買いによる収入計

イ 林業事業営業費用計＝売上原価計＋販売費・一般管理費計

ウ 林業事業営業利益＝林業事業営業収益計－林業事業営業費用計

エ 営業収益計＝林業事業営業収益計＋林業事業外営業収益計

オ 営業費用計＝林業事業営業費用計＋林業事業外営業費用計

カ 営業利益＝営業収益計－営業費用計

キ 収益合計＝営業収益計＋営業外収益計

ク 費用合計＝営業費用計＋営業外費用計

ケ 経常利益＝収益合計－費用合計

コ 税引前当期利益＝経常利益＋特別利益－特別損失

サ 当期利益＝税引前当期利益－法人税等引当額

(6) 経営指標

- ア 総資本営業利益率 = (営業利益 ÷ 負債・資本合計) × 100
 イ 売上高営業利益率 = (営業利益 ÷ 営業収益) × 100
 ウ 総資本回転率 = 営業収益 ÷ 負債・資本合計
 エ 固定比率 = [固定資産 ÷ 自己資本 (資本計)] × 100
 オ 流動比率 = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100
 カ 当座比率 = (当座資産 ÷ 流動負債) × 100
 キ 自己資本比率 = (資本計 ÷ 負債・資本合計) × 100

7 利用上の注意

(1) 実績精度

対象項目	平均値	標準誤差率
平成14年度 (林業事業体)	(万円)	(%)
林業事業営業収益	7 327	10.6
林業事業営業費用	7 725	9.6
林業事業営業利益	△ 398	34.8
(育林・素材生産会社)		
林業事業営業収益	8 711	13.5
林業事業営業費用	9 153	12.2
林業事業営業利益	△ 442	41.3
(素材生産会社)		
林業事業営業収益	5 236	11.1
林業事業営業費用	5 567	8.0
林業事業営業利益	△ 331	47.8
平成13年度 (林業事業体)		
林業事業営業収益	8 291	11.9
林業事業営業費用	8 876	11.3
林業事業営業利益	△ 585	36.8
(育林・素材生産会社)		
林業事業営業収益	10 166	16.6
林業事業営業費用	10 791	16.3
林業事業営業利益	△ 625	51.7
(素材生産会社)		
林業事業営業収益	6 237	14.5
林業事業営業費用	6 778	12.0
林業事業営業利益	△ 541	51.8

(2) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「－」は、事実のないもの

「0」及び「0.0」は、単位に満たないもの

「△」は、負数又は減少したもの

(3) 統計表で計と内訳が一致しないのはラウンドのためである。

本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話(03)3502－8111 内線 2756

直通(03)3502－0954